

高齢者虐待防止指針

株式会社テンダー

1. 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

ヘルパーステーションおぐらじ・住宅型有料老人ホームあーるどう`いーう`る
壱番館（以下「事業所」という）は、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の
権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の未
然防止・早期発見及び迅速かつ適切な対応を行います。

2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 虐待防止検討委員会の設置

虐待等の発生防止・早期発見に加え、虐待が発生した場合はその再発の確実な防止
策にするための対策を検討する「虐待防止検討委員会」を設置する。

(2) 虐待防止検討委員会の構成

- ア. 管理者（※虐待防止担当者を兼務する）
- イ. サービス提供責任者
- ウ. 訪問介護員
- エ. 介護職員
- オ. その他管理者が必要と認める者（外部の専門家等）

※ 虐待防止担当者

管理者は介護職員の中から専任の虐待防止対策担当者を指名する。

虐待防止対策担当者は、事業所における虐待を防止するための体制として、
委員会の運営、指針の整備及び職員研修を実施する。

(3) 虐待防止検討委員会の検討項目

虐待防止委員会は、定期的（年2回）に開催するほか、必要に応じて開催し、次
に掲げる事項について審議する。

- ① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事
- ② 虐待の防止のための指針の整備に関する事
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関する事
- ④ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関する事
- ⑤ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行わ
れるための方法に関する事
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な
防止策に関する事
- ⑦ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

事業所の職員に対する虐待の防止のための研修は、虐待の防止に関する基礎的内容
等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底す
るため、以下の通り実施する。

(1) 新規採用者に対する研修

新規採用時に、虐待防止の基礎に関する教育を行う。

(2) 全職員を対象とした定期的研修

全職員を対象に、別に虐待防止委員会が作成する教材を用いた定期的な研修（年2回）を実施する。

(3) 記録の保管

研修の実施内容については記録し2年間保存します。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市区町村へ通報（報告）するとともに再発防止に努めます。

客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが明らかになった場合には、厳正に対処いたします。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

(1) 利用者・家族、職員から虐待の相談を受けた職員は、管理者へ報告します。

(2) 管理者は、虐待を行っている（行った）職員やその他の職員への聞き取りを行い、虐待の事実を整理します。なお、必要に応じ利用者・家族への事実確認を行います。

(3) 虐待の事実が確認された場合は、速やかに虐待防止検討委員会において、再発防止策を検討します。また、虐待の事実が確認されない場合でも、虐待と疑われたことは事実であり、虐待の未然防止のためにも防止策を検討します。

(3) 虐待の事実が確認された場合は、速やかに虐待防止検討委員会において、当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、今後の対応を職員に周知徹底します。

(4) 市区町村への通報（報告）は、利用者・家族への事実確認や職員への聞き取り調査の結果から「虐待の疑いあり」と判断した段階で行います。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者・家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じて、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に係る苦情相談については、苦情相談受付担当者は、寄せられた内容について管理者に報告します。管理者は、相談者の個人情報の取扱いに留意し、不利益が生じないようにします。

5項「虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」により適切に対応します。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針を事業所備え付けのファイル及びホームページ上で閲覧することができます。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

3項に定める研修のほか、外部の虐待防止に関する研修にも参画し、研鑽に努めます。

この指針は、令和3年4月1日より適用する。

